

議 事 録

会議の名称	令和7年度第11回登米市農業委員会総会
開催日時	令和8年2月25日（水） 午後1時30分 開会 午後2時58分閉会
開催場所	中田庁舎3階 旧議場
議長の名氏	会長 高橋 清範
出席者の氏名	<p>【農業委員】</p> <p>1番 小野寺 義 幸 2番 鈴木 泰 子 3番 田島 幹 雄 4番 三塚 芳 毅 5番 五十嵐 幸 喜 6番 柴崎 専 一 7番 佐藤 久 順 8番 浅野 和 宏 9番 岩淵 勉 10番 岩崎 とみ子 11番 阿部 静 男 12番 千葉 昭 広 13番 小野寺 鉄 子 14番 阿部 晃 徳 15番 加美山 竜 太 16番 高橋 健 之 17番 鈴木 巖 18番 芳村 忠 市 19番 芳賀 秀 二 20番 櫻井 利 光 21番 佐藤 瑛 彦 22番 鹿野 昭 子 23番 門馬 一 郎 24番 高橋 清 範</p> <p>【農地利用最適化推進委員】</p> <p>1番 門脇 昭 雄 2番 及川 祐 宏 3番 伊藤 義 則 4番 千葉 久三男 5番 東 敬 三 6番 芳賀 定 一 7番 高橋 弥寿仁 8番 欠 員 9番 佐々木 正 志 10番 及川 勇 人 11番 青山 信 一 12番 千葉 利 行 13番 佐藤 啓 14番 千葉 孝 二 15番 佐々木 喜 朗 16番 欠 員 17番 佐々木 尚 18番 小野寺 堅 二 19番 小出 隆 則 20番 豊澤 啓 司 21番 佐々木 武 雄 22番 佐藤 晃 23番 鈴木 一 義 24番 小林 弘 幸 25番 石堂 貴 博 26番 佐藤 進 27番 土生 浩 也 28番 亀井 達 夫 29番 近藤 充 30番 白鳥 剛</p> <p>（ は欠席委員、 は遅参委員、 は早退委員）</p>
	事務局職員職氏名

議 題	<p>議案第 83 号 登米市地域計画の変更に関する意見の決定について</p> <p>議案第 84 号 登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について</p> <p>報告第 35 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について</p> <p>報告第 36 号 使用貸借権の合意解約について</p> <p>報告第 37 号 農地の現状変更届出について</p> <p>報告第 38 号 農地法第 3 条の規定による許可書の返納について</p> <p>報告第 39 号 農地基本台帳新規（補正）登載申請について</p> <p>議案第 76 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>議案第 77 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に関する意見の決定について</p> <p>議案第 78 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に関する意見の決定について</p> <p>議案第 79 号 農地法施行規則第 29 条第 4 号の規定による申出について</p> <p>議案第 80 号 農用地利用集積等促進計画に関する意見の決定について</p> <p>議案第 82 号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について</p> <p>議案第 85 号 登米市農地利用最適化推進委員の委嘱について</p>
会 議 結 果	<p>議案第 83 号 登米市地域計画の変更に関する意見の決定について決定した</p> <p>議案第 84 号 登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について決定した</p> <p>報告第 35 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について報告した</p> <p>報告第 36 号 使用貸借権の合意解約について報告した</p> <p>報告第 37 号 農地の現状変更届出について報告した</p> <p>報告第 38 号 農地法第 3 条の規定による許可書の返納について報告した</p> <p>報告第 39 号 農地基本台帳新規（補正）登載申請について報告した</p> <p>議案第 76 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について決定した</p> <p>議案第 77 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に関する意見の決定について決定した</p> <p>議案第 78 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に関する意見の決定について決定した</p> <p>議案第 79 号 農地法施行規則第 29 条第 4 号の規定による申出について決定した</p> <p>議案第 80 号 農用地利用集積等促進計画に関する意見の決定について決定した</p> <p>議案第 82 号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について決定した</p> <p>議案第 85 号 登米市農地利用最適化推進委員の委嘱について決定した</p>
会 議 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案書 ・ 議案説明資料 ・ 諸般の報告 ・ 農地法第 3 条調査書

発 言 者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果
議長	<p>・あいさつ</p> <p>本日の議事日程について変更がございますので事務局より説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p> <p>説明が終わりました。本日の議事日程について、令和7年度第11回登米市農業委員会総会の議事日程の変更についてのとおり変更したいと思いますですがこれにご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声》</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本日の議事日程については、本日お手元に配付している議事日程のとおり変更することに決定いたしました。</p> <p>・議案説明のための出席説明員及び書記の報告</p>
議長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第38条第2項の規定により、議席番号17番鈴木巖委員、議席番号18番芳村忠市委員を指名します。</p>
議長	<p>日程第2、会期の決定を議題といたします。</p> <p>お諮りします。本総会の会期は本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本総会の会期は本日1日間とすることに決定しました。</p>
議長	<p>日程第3、諸般の報告を行います。</p> <p>諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。これで諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>日程第4、議案第83号登米市地域計画の変更に関する意見の決定について、日程第5、議案第84号登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の</p>

決定についてを一括議題といたします。

事務局並びに産業経済部から説明を求めます。

《事務局説明》

《産業経済部説明》

説明が終わりました。

ここで現地調査委員から調査結果の報告を求めます。

初めに第1区の報告を登壇してお願いいたします。

20 番委員

令和8年2月20日に実施した登米市農業委員会第1区現地調査の結果を報告します。

進行番号4番の除外は、農用地区域以外に代替地もなく、周辺農地への支障、集団性の確保、土地利用の混在、農用地の集積、保全、被害防除に支障がないと認められ、除外は妥当との意見で一致しました。

しかし、進行番号4番は、すでに農外利用されていることから、今後は、関係法令等を遵守し適正に手続きをするよう指導するよう付すべきと思われるます。

以上のおり報告します。

令和8年2月25日

現地調査委員

21 番 佐藤 瑛彦 委員

22 番 鹿野 昭子 委員

20 番 櫻井 利光 委員

議長

次に第2区の報告を登壇してお願いいたします。

23 番委員

令和8年2月20日に実施した登米市農業委員会第2区現地調査の結果を報告します。

進行番号1番から3番の変更及び除外は、農用地区域以外に、代替地もなく、周辺農地への支障、集団性の確保、土地利用の混在、農用地の集積、保全、被害防除に支障がないと認められ、除外は妥当との意見で一致しました。

しかし進行番号3番は、すでに農外利用されていることから、今後は、関係法令等を遵守し適正に手続きを行うように指導するよう付すべきと思われるます。

以上のおり報告します。

令和8年2月25日

現地調査委員

5 番 五十嵐 幸喜 委員

23 番 門馬 一郎 委員
1 番 小野寺 義幸 委員

議長

調査報告が終わりました。
これより議案第 83 号、議案第 84 号について一括して質疑を行います。
質疑ございませんか。

《質疑なしの声》

なければこれで質疑を終わります。
これより議案第 83 号を採決します。
お諮りします。
本案はすべて可とすることにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認めます。
よって、議案第 83 号登米市地域計画の変更に関する意見の決定については、異議なしと決定し市長に報告します。
次に、議案第 84 号を採決します。
お諮りします。
本案は、すべて可としますが、進行番号の 3 番、4 番はすでに利用状況が変更されていることから、今後は関係法令等を遵守し、適正に手続きを行うよう指導願いたい旨を付すことといたします。
これにご異議ございませんか。
異議なしと認めます。
よって、議案第 84 号登米農業振興地域性整備計画の変更に関する意見の決定については、異議なしと決定し市長に提出いたします。
ここで職員の入替のため暫時休憩します。

《職員入れ替え》

議長

休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第 6、報告第 35 号農地法第 18 条第 6 項の規定による届出についてから日程第 10、報告第 39 号農地基本台帳新規（補正）登載申請についてを一括議題といたします。
事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これで報告第 35 号から報告第 39 号までを終わります。

議長

次に、日程第 11、議案第 76 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

本案件は進行番号 53 番が委員の案件ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当いたします。したがって、審議の進め方は、説明を一括して行い、質疑及び採決を委員の案件と委員以外の案件にそれぞれ分離したいと思いますのですがこれにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認めます。

よって、本議案の審議の進め方は、説明を一括して行い、質疑及び採決を分離することに決定いたしました。

初めに、事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これより、委員の案件進行番号 53 番の審議に入ります。

本案件は、23 番門馬一郎委員に関する案件ですので、同委員の退場を求めます。

《委員退場》

初めに、地域との調和要件について、担当委員から自席にて発言をお願いいたします。

《支障なしの声》

支障ないようなので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

《質疑なしの声》

なければこれで質疑を終わります。

これより議案第 76 号進行番号 53 番を採決します。

お諮りします。

本案は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認めます。

よって、議案第76号農地法第3条の規定による許可申請についての進行番号53番は、申請のとおり許可することに決定しました。

23番門馬一郎委員の入場を許可します。

《委員入場》

次に、議案第76号の委員以外の案件について審議に入ります。

初めに、地域との調和要件について担当委員から自席にて発言をお願いいたします。

なお進行番号31番から34番については、私の案件ですが、すべて支障ございません。

また進行番号8番については、21番、佐藤瑛彦委員より支障なしと連絡を受けております。

《いずれも支障なしの声》

いずれも支障等はないようですので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

《質疑なしの声を確認》

なければ質疑を終わります。

それではこれより議案第76号の委員以外の案件を採決します。

お諮りします。

本案は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第76号、農地法第3条の規定による許可申請についての委員以外の案件は、審議の結果、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第12、議案第77号農地法第4条の規定による許可申請に関する意見の決定について及び日程第13、議案第78号農地法第5条の規定による許可申請に関する意見の決定についてを一括議題といたします。

事務局から説明を求めます。

議長

《事務局説明》

説明が終わりました。

ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。

第1区の報告を登壇してお願いします。

20番委員

令和8年2月20日に実施した登米市農業委員会第1区現地調査の結果を報告します。

進行番号1番については、別紙議案説明資料4ページから6ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に住宅を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で原則的には転用許可ができない農地ですが、例外的に許可することができる集落に接続して設置されるものであり転用における周囲への影響も見受けられず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号2番については、別紙議案説明資料7ページから9ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され転用における周囲への影響も見受けられず転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和8年2月25日

現地調査委員

21番 佐藤 瑛彦 委員

22番 鹿野 昭子 委員

20番 櫻井 利光 委員

議長

次に第2区の報告を登壇してお願いいたします。

1番委員

令和8年2月20日に実施した登米市農業委員会第2区現地調査の結果を報告します。

農地法第4条の進行番号1番については、別紙議案説明資料1ページから3ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅への通路及び物置を整備するもので、農地区分としては、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画区域の用途地内であることから第3種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず転用の要件は満たされており。また、申請地の一部をすでに農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

農地法第5条の進行番号3番と4番、9番と10番については、別紙議案説明資料10ページから12ページ、25ページから30ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に太陽光発電施設を設置するもので、農地区分

としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され転用における周囲への影響も見受けられず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号5番と6番については、別紙議案説明資料13ページから18ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、市街化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画区域の用途地域内であることから、第3種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号7番については、別紙議案説明資料19ページから21ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され転用における周囲への影響も見受けられず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号8番については、別紙議案説明資料22ページから24ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に行く、居宅への通路を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します

令和8年2月25日

現地調査委員

5番 五十嵐 幸喜 委員

23番 門馬 一郎 委員

1番 小野寺 義幸 委員

議長

調査報告が終わりました。

これより議案第77号、議案第78号について一括質疑を行います。

質疑ございませんか。

議長

《質疑なしの声を確認》

なければこれで質疑を終わります。

これより議案第77号を採決します。

お諮りします。

本案は、すべて可としますが、進行番号1番は、既に利用状況が変更されていることから、今後は、関係法令を遵守し、適正に手続きを行うよう指導願いたい旨付すことにします。

これにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第 77 号農地法第 4 条の規定による許可申請に関する意見の決定については、審議の結果、可とすることに決定いたしました。

続いて、議案第 78 号を採決します。

お諮りします。

本案は、すべて可とすることにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第 78 号農地法第 5 条の規定による許可申請に関する意見の決定については、審議の結果すべて可とすることに決定いたしました。

議長

次に、日程第 14、議案第 79 号、農地法施行規則第 29 条第 4 号の規定による申出についてを議題といたします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

ここで、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。

第 2 区の報告を登壇してお願いいたします。

1 番委員

農地法生保施行規則第 29 条第 4 号の進行番号 1 番については、別紙議案説明資料 31 ページから 34 ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に農業用資材置き場及び作業通路を整備するものです。申請地は、地域計画区域内であり、申請人は認定農業者で、周囲への影響も見受けられず申し出は妥当との意見で一致しました。

以上のおり報告します。

令和 8 年 2 月 25 日

現地調査委員

5 番、五十嵐 幸喜 委員

23 番 門馬 一郎 委員

1 番 小野寺 義幸 委員

議長

調査報告は終わりました。

これより議案第 79 号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

《質疑なしの声》

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第 79 号を採決します。

お諮りします。

本案は、転用許可を不要とすることにご異議ございませんか。

異議なしと認めます。

よって、議案第 79 号、農地法施行規則第 29 条第 4 号の規定による申出については、審議の結果、可とすることに決定いたしました。

議長

次に、日程第 15、議案第 80 号農用地利用集積等推促進計画に関する意見の決定についてを議題といたします。

本案件は、一括方式の進行番号 2 番、26 番、29 番が委員の案件ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当します。したがって、審議の進め方は、説明を一括して行い質疑及び採決を委員の案件と委員以外の案件にそれぞれ分離したいと思います。これにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

よって、本案の審議は、説明を一括して行い、質疑及び採決を分離することに決定しました。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

次に、議案第 80 号の委員の案件一括方式の進行番号 2 番の審議に入ります。

本案件は、12 番千葉昭広委員に関する案件ですので、同委員の退場を求めます。

《委員退場》

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

ないようですのでこれで質疑を終わります。

これより議案第 80 号農用地利用集積等促進計画に対する意見の決定について委員の案件進行番号 2 番を採決します。

お諮りします。

本案は可とすることにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって議案第 80 号農用地利用集積等促進計画に関する意見の決定についての一括方式、進行番号 4 番は審議の結果可とすることにいたしました。

12 番千葉昭広委員の入場を許可します。

《委員入場》

次に、議案第 80 号の委員の案件一括方式の進行番号 26 番の審議に入ります。

本案件は 18 番芳村忠市委員に関する案件ですので、同委員の退場を求めます。

《委員退場》

はじめに、質疑を行います。

質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

ないようですのでこれで質疑を終わります。

これより議案第 80 号農用地利用集積等促進計画に対する意見の決定について委員の案件進行番号 26 番を採決します。

お諮りします。

本案は可とすることにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって議案第 80 号農用地利用集積等促進計画に関する意見の決定についての一括方式、進行番号 26 番は、審議の結果可とすることにいたしました。

18 番芳村忠市委員の入場を許可します。

《委員入場》

次に、議案第 80 号の委員の案件一括方式の進行番号 29 番の審議に入ります。

本案件は8番浅野和宏委員に関する案件ですので、同委員の退場を求めます。

《委員退場》

はじめに、質疑を行います。
質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

ないようですのでこれで質疑を終わります。
これより議案第80号農用地利用集積等促進計画に対する意見の決定について委員の案件進行番号29番を採決します。
お諮りします。
本案は可とすることにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。
よって議案第80号農用地利用集積等促進計画に関する意見の決定についての一括方式、進行番号29番は、審議の結果可とすることにいたしました。
8番浅野和宏委員の入場を許可します。

《委員入場》

次に、議案第80号の委員以外の案件の審議に入ります。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

ないようですのでこれで質疑を終わります。
これより議案第80号農用地利用集積等促進計画に対する意見の決定について委員以外の案件を採決します。
お諮りします。
本案はすべて可とすることにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって議案第 80 号農用地利用集積等促進計画に関する意見の決定についての委員以外の案件は、審議の結果すべて可とすることにいたしました。

次に、日程第 16 議案第 82 号農地利用状況調査に伴う非農地の判断についてを議題といたします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

《質疑なしの声》

質疑ないようなのでこれで質疑を終わります。

これより議案第 82 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認めます。

よって、議案第 82 号農地利用状況調査に伴う非農地の判断については、原案のとおり決定しました。

次に、日程第 17、議案第 85 号農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題とします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

《質疑なしの声》

質疑なければこれで質疑を終わります。

これから議案第 85 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認めます。

よって、議案第 85 号農地利用最適化推進委員の委嘱については、原案のとおり決定することにいたします。

議長

以上で、総会日程は終了しました。

令和 7 年度第 11 回登米市農業委員会総会を閉じます。

上記のとおり、相違ないことを証明する。

令和 8 年 2 月 25 日

議長(会長) 高橋 清 範

議事録署名人 17 番 鈴木 巖

議事録署名人 18 番 芳村 忠 市